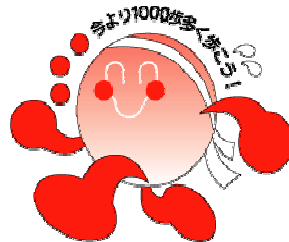


IV 健康推進班

- 1 健康づくり事業
- 2 栄養関係事業
- 3 歯科保健
- 4 石綿健康被害対策
- 5 熱中症予防対策
- 6 結核対策
- 7 感染症対策



健康推進班概要

県は、平成 26 年 3 月に沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に掲げる「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り「2040 年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ 21（第 2 次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を策定し推進している。

当保健所でも地域に密着した健康づくりを推進するために、地域や職域等関係機関と連携を密にしながら業務を実施している。

結核を含む感染症対策では、管内の市村や医療機関と連携し、感染症の発生予防、まん延防止、知識の普及啓発と人権への配慮、緊急時の連絡体制の整備を図っている。

健康推進班の業務内容は(1)健康づくり事業、(2)栄養関係事業、(3)歯科保健、(4)石綿健康被害対策、(5)熱中症予防対策、(6)結核対策、(7)感染症対策 である。

1 健康づくり事業

保健所では健康寿命の延伸、早世の予防（若くして死亡する人の減少）、生活の質の向上を目指し、生活習慣病対策等に関する普及啓発を行っている。また、効果的な健康づくりを目的に(1)健康増進計画策定等支援、(2)健康おきなわ 21（第 2 次）の推進、(3)地域・職域連携推進、(4)たばこ対策促進、(5)お酒を健康的に飲むための健酒推進、(6)生涯にわたる健康づくりに係る事業を実施している。

2 栄養関係事業

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進することを目的として(1)栄養調査事業、(2)特定給食施設等への栄養管理指導、(3)市村関係機関への専門的・広域的栄養指導、(4)食品関連企業等への栄養成分表示指導、(5)食生活改善地区組織への活動支援等を実施している。

3 歯科保健

保健所では、各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を目的に(1)普及啓発事業、(2)専門的かつ技術的な業務の支援及び推進、(3)調査・情報収集・提供等に努めている。

4 石綿健康被害対策

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図っている。

5 熱中症予防対策

住民及び旅行者の健康管理に資するため、毎年 6 月から 9 月にかけて、「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、管内の定点医療機関（2 病院）から熱中症の発生報告を収集し、情報の還元、公表を行うとともに一般住民や労働者等への予防対策の普及啓発を実施している。

6 結核対策

結核対策は、平成 19 年 4 月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」に基づいて実施されている。保健所では、(1)感染拡大のおそれがある患者への就業制限、入院勧告、(2)結核の適正な医療の普及と公費負担、(3)

治療完遂を目指した患者支援（直接服薬確認療法（DOTS））、(4)登録中の患者に対する管理検診、(5)接触者健康診断の実施等に努めている。

7 感染症対策

保健所では、感染症法に基づき、感染症発生動向の把握、情報提供、感染症発生時の対応、感染症予防のための普及啓発を行っている。また、予防接種に関しては、市村との連携を強化し、市村予防接種事業の支援を通して予防接種率向上の取り組みを行っている。また、「新型インフルエンザ特別措置法」に基づき、管内医療体制の構築、連携体制の推進に取り組んでいる。

健康推進班に関する月間・週間行事 平成 29 年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
世界禁煙デー及び禁煙週間	5月31日 ～6月9日	○ポスター掲示及びチラシ作成及び配布 (沖縄銀行宮古支店・宮古保健所内)	一般住民
HIV検査普及週間	6月1日 ～6月7日	○無料検査拡大(6月1日～2日、6月5日～7日) ○商業施設、役所、病院：25カ所 ポスター・チラシ・ポケットティッシュ設置 ○市・村の広報誌への掲載 ○新聞掲載による無料検査広報 ○宮古保健所ホームページ掲載	一般住民
歯と口の健康週間	6月4日 ～6月10日	○ポスター・パネル展示 (沖縄銀行宮古支店・宮古保健所内) チラシ配布 ○広報(地元新聞にてパネル展示の実施を掲載) ○宮古地区デンタルフェアにてポスター掲示	一般住民
熱中症予防強化月間	7月1日 ～7月31日	○新聞掲載による熱中症予防法に関する周知 ○宮古保健所内でのポスター掲示	一般住民
肝臓週間	7月24日 ～7月30日	○肝炎ウイルス無料検査拡大(7月25日～7月31日) ○肝炎無料検査のぼり掲示 ○市・村の広報誌掲載 ○新聞掲載による無料検査広報 ○宮古保健所ホームページ掲載 ○市村、医療機関、スーパー、コンビニエンスストアにチラシ・ポケットティッシュ設置	一般住民
健康増進普及月間	9月1日 ～9月30日	○健康づくりイベント(がんずうまつり)12月開催 ○所内にてポスター展示 パンフレット配布 ○新聞投稿(地元新聞社2社)	一般住民
食生活改善普及運動	9月1日 ～9月30日	○宮古保健所内でのポスター掲示	一般住民
結核予防週間	9月24日 ～9月30日	○ポスター、パンフレット等の送付、配布 ○パネル展示(宮古島市・宮古保健所) ○横断幕掲揚(宮古保健所) ○報道取材 ○街頭キャンペーン活動	宮古地区婦人連合会 健康づくり財団 一般住民 医療機関 学校 高齢者施設等
がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間	10月1日 ～10月31日	○ポスター、パネルの展示(宮古保健所) ○集中キャンペーン月間の案内、がんに関するパンフレット配布(食品衛生講習会等) ○大腸がん検診の重要性について医師講話と患者体験談報告の二部構成(7月開催)	がん検診受診対象者 一般住民
アルコール関連問題啓発週間	11月10日 ～11月16日	○関係機関による新聞投稿(地元新聞社2社) ・健康推進班 ・地域保健班 ・宮古福祉事務所 ・(合)島の保健室 ○宮古保健所内でのポスター掲示	一般住民
世界エイズデー	12月1日	○無料検査拡大(12月1日) ○商業施設、役所、病院：20カ所 ポスター・チラシ・ポケットティッシュ設置 ○新聞掲載による無料検査広報	一般住民
女性の健康週間	3月1日 ～3月8日	○ポスター、パネルの展示(宮古保健所) ○美容師組合員及び介護事業所へ普及協力(店舗内にてポスター掲示やリーフレット配置し来客へ周知)	一般住民(女性)

1 健康づくり事業

(1) 健康増進計画策定等支援（市村支援）

ア 宮古島市健康増進計画推進会議

開催日：平成30年1月17日

場所：宮古島市平良保健センター

参加：宮古保健所長（アドバイザー）、担当（オブザーバー）

イ 多良間村健康増進計画推進委員会

平成29年度の開催なし

ウ 宮古管内市村情報交換会

(ア) 宮古島市

開催日：平成29年6月29日

場所：宮古島市役所

参加：宮古島市2名（健康づくり係長、保健師）、宮古保健所2名（保健師）

(イ) 多良間村

開催日：平成29年5月22日

場所：多良間村役場

参加：多良間村1名（住民福祉課長）、宮古保健所3名（健康推進班長、保健師）

(2) 健康おきなわ21（第2次）推進事業

ア 「チャーガンジューおきなわ応援団」の募集と登録

概要：平成20年3月から、「健康おきなわ21」の一環として県民への健康づくりを推進するため、地域の健康づくりパートナーとして「チャーガンジューおきなわ応援団」が発足した。

表1 宮古管内の応援団数

平成29年度末現在

運動分野	食生活分野	健康づくり全般	地域活動等	合計
5	3	3	3	14

イ 健康おきなわ21（第2次）推進大会（がんずうまつり）の開催

共催：多良間村教育委員会、多良間村コミュニティーまつり実行委員会

目的：沖縄県の健康増進計画である「健康おきなわ21（第2次）」の推進を図るとともに、来場者に対し、健康知識を習得させることを目的とする。

日時：平成29年12月2日 9:30～15:00

場所：多良間村役場1階ロビー広場

参加者：フッ化物洗口体験70人、油の計量体験72人、お酒の相談30人

内容：(ア) フッ化物洗口体験（講師：沖縄県歯科衛生士会宮古支部会員2名）

(イ) 油の計量体験（講師：沖縄県栄養士会宮古部会員2名）

(ウ) お酒と健康相談

(エ) 多良間村コーナー（清涼飲料水に含まれる砂糖含有量の展示）

ウ 健康増進普及月間（9月1日～9月30日）

内容：(ア) 新聞投稿による広報活動：宮古毎日新聞、宮古新報

(イ) ポスター掲示：保健所内、外掲示板（月間ポスター、アルコール、たばこ）

(ウ) 生活習慣病予防に関するリーフレット等の配布（労働衛生大会など）

(3) 地域・職域連携推進事業

目的：沖縄県の健康・長寿復活をめざし新たに「健康おきなわ21（第2次）」が策定さ

れ、特に働き盛り世代（青壮年期）の生活習慣病対策が課題となっている。そこで、宮古地区の地域及び職域保健関係機関との連携により、宮古地区住民の健康状態の把握分析、健康課題の検討並びに事業計画の実施及び評価を行うことにより、生涯を通じた継続的な健康づくりに資する保健事業を展開することを目的とする。

ア 会議開催

(ア) 宮古地区地域・職域連携推進会議

開催日：平成 29 年 12 月 21 日 14：00～16：00

場 所：宮古保健所 健康増進室

内 容：【報告事項】

- a 健康おきなわ 21（第 2 次）分野別モニタリング指標進捗状況
- b 多目的コホート研究の成果

【協議事項】

- a 健診受診率向上に関する取組み
- b 健康意識の啓発（健康情報発信量の増加）
- c 働き盛り世代の健康復活キャンペーン

【連絡事項】

- a アルコール健康障害対策について

出席者：9 人

(イ) 宮古地区地域・職域連携推進会議作業部会

開催日：平成 29 年 7 月 6 日 14：00～16：00

場 所：宮古保健所 大会議室

内 容：【協議事項】

- a 働き盛り世代の健康復活キャンペーン（仮）
- b アルコール健康障害対策について

【報告事項】

- a 事業者健診結果提供依頼文書発出について
- b 健康づくりリレー連載～がんずうスタイル～

出席者：11 人

(ウ) 宮古地区地域・職域連携推進事業～保健指導従事者向け研修会～

目 的：宮古地域は沖縄県より 6 ドリンク以上の飲酒頻度、1 回の飲酒量、AUDIT スコアが高い人の割合が多く、アルコール健康障害のリスクが高い。当保健所では、平成 26 年度～28 年度に精神科医師を講師に、減酒指導（HAPPY プログラム）等に関する研修会を開催し、健診・保健指導の体制整備を図ってきた。本研修会は、解剖生理学や疾患に関する知識を学び、保健指導従事者の技能向上を図ることを目的に開催する。

開催日：平成 30 年 2 月 9 日 14：00～16：00

場 所：宮古保健所 2 階大会議室

対 象：市村および産業保健分野の保健指導従事者（保健師、管理栄養士等）

内 容：(ア) 医師講話「生活習慣病関連肝疾患について」

講師：前城達次氏（琉球大学医学部附属病院第一内科 特命講師）

(イ) 質疑応答

参加者：7 人（保健師 5 人、管理栄養士 1 人、健康運動指導士 1 人）

イ 労働者の健康づくり研修会の開催 ※宮古地区労働衛生大会内の特別講演

開催日：平成 29 年 9 月 7 日 15：00～16：30

場 所：宮古島市中央公民館

内 容：特別講演「健康の入り口は口腔から」

講師 KAZU デンタルクリニック 平良和枝 氏（歯科医師）

講演「お酒と上手に付き合おう」宮古保健所 仲本圭秀（保健師）

出席者：96人

ウ 健康づくりリレー連載 がんずうスタイルの実施

概要：管内の働き盛り世代の健康に関する意識の普及啓発を目的として、平成27年8月より月に1度宮古毎日新聞社と宮古新報社の協力を得て、健康づくりに関するリレー連載を行っている。今年度は、沖縄労働局、宮古労働基準監督署、宮古地域産業保健センター、全国健康保険協会沖縄支部、島の保健室、宮古島市、宮古保健所が持ち回りで実施。

(4) たばこ対策促進事業

ア 「沖縄県禁煙施設認定推進制度」の推進

この制度は、施設の敷地や施設内での禁煙の取り組みを行っている施設に認定証（ステッカー）を交付し、施設の利用者へ禁煙施設として分かりやすく掲示することを求めるものである。

普及啓発：食品衛生講習会等において事業説明（通年）

電気事業安全衛生大会（5月）、労働安全大会等（6月）

その他（観光施設、空港飲食店等）

表2「沖縄県禁煙施設認定推進制度」認定件数 平成29年度末現在

	官公庁施設	保育所、学校等	医療機関	飲食店	宿泊施設	その他	合計
敷地内	1	32	5	0	1	12	51
施設内	8	4	7	10	2	17	48
合計	9	36	12	10	3	29	99

イ 「世界禁煙デー禁煙週間」における普及啓発

目的：受動喫煙による健康への悪影響から人々を守ることを目的として「2020年受動喫煙のない社会を目指してたばこの煙から子ども達を守ろう」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行う。

また健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定において「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」となっている。平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2において「事業者は労働者の受動喫煙を防止するため当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする」との規定が追加された。

このため宮古保健所事業として沖縄県禁煙施設認定推進制度を活用し受動喫煙防止対策として管内官公庁施設等へ普及啓発を行った。

普及施設先：国・県・市の庁舎等の施設（21施設）

認定施設数：1施設（県施設）

普及場所：沖縄銀行宮古支店（5月31日～6月9日）

普及内容：ポスター・パネル展示及びリーフレット配布

(5) お酒を健康的に飲むための健酒推進事業

ア 適正飲酒推進事業（平成 17 年度より）

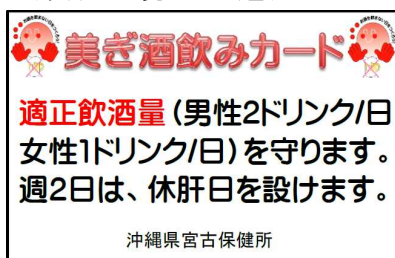
目的：健康おきなわ 21（第 2 次）の目標である「節度ある適度な飲酒量を知っている人の割合を増やす」、美ぎ酒飲み運動のちゅらゆいづくり「みんなで声かけ、多量飲酒させない環境づくりの推進」を目指す。

名称変更：宮古地区防犯協会と調整し、名称を「新オトリーカード」から、「美ぎ酒飲み（かぎさきのみ）カード」へ変更。

表 2 美ぎ酒飲みカード発行数（平成 29 年度末現在）

	来所	イベント	関係機関	合計
発行数	2	885	70	957

図 1 美ぎ酒飲みカード
（表面：男女共通）



（裏面：男性版）

ビール	泡盛	日本酒
500ml	0.5合 (90ml)	1合 (180ml)
2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク

（裏面：女性版）

ビール	チューハイ	ワイン
250ml	150ml	グラス1杯 (120ml)
1ドリンク	1ドリンク	1ドリンク

イ アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）

（ア）関係機関による新聞投稿（宮古新報、宮古毎日新聞）

宮古保健所（健康推進班、地域保健班）、宮古福祉事務所、合同会社 島の保健室

（イ）所内掲示およびパンフレット等配布

(6) 生涯にわたる健康づくり推進事業

ア 講演会「大腸がん講演会」

目的：死亡原因第1位であるがんの対策として重点目標に受診率向上が挙げられているが、宮古地区のがん検診受診率は低く、地域がん診療病院のがん登録症例を部位別にみると大腸がんが最も多い。そこで今回は大腸がんに関心をあて、検診の重要性を認識し、生涯を通じて健やかで充実した生活を営むことができることを目的とする。

主催：宮古保健所

月 日：平成 29 年 7 月 5 日

場 所：宮古保健所 健康増進室

参加者：15 人

対象：美容師、理容師、商工会議所、健康づくり推進員、保健指導従事者、がん検診事業担当関係者等

内 容：①大腸がん専門医による講話「大腸がん検診の重要性について」

講師：下地診療所 打出啓二先生

②患者体験談「オストミーになって 20 年」

講師：日本オストミー協会 下地一正氏

③がん検診の案内（宮古島市）

イ 普及啓発

「女性の健康週間」（3月1日～3月8日）に、宮古地区美容師組合員及び介護事業所を通じてポスター・リーフレットを配布し周知。

(7) 健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業

ア 研修会

目 的：宮古地域は、沖縄本島と比べて、地域ごとの伝統行事、節目ごとのお祝い事で地域の人で集まる機会が多く、お酒を飲む機会、天ぷら等の油料理を食べる機会が増え、生活習慣病のリスクが高くなっている。しかし、地域の人が集まる機会が多く、つながりが強いことは良い面でもあり、「健康づくり」の意識を持って集まることで、地域全体で生活習慣病を予防することができる力を持っている。本研修会は、宮古地域のとつながりの強さを活かし、「健康づくり」を軸にした地域活動にて、がんずう宮古地域を推進することを目的とする。

主 催：宮古保健所

場 所：宮古保健所 健康増進室

対 象：(ア) 自治会長、自治会役員

(イ) 健康づくりボランティア員（健康づくり推進員、食生活改善推進員）

(ウ) 市村保健事業の担当課（専門職、事務職）

内 容：(ア) 「やりがいと楽しさ♪健康づくりを軸にした地域活動」

講師：新城辰夫氏（南城市つきしろ自治会長）

(イ) 「つながりの強さでつくろう！がんずうアイランド♪」

講師：白井こころ氏（琉球大学法文学部人間科学科 准教授）

(ウ) 意見交換会「今回の研修会を聴いて、自分たちにもできそうなこと」

参加者：29人（自治会関係者15人、ボランティア員9人、市村職員5人）

2 栄養関係事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市村の栄養関連事業等の支援、給食施設の栄養管理指導、栄養関連企業等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の支援等を実施している。

(1) 栄養実態調査

ア 国民健康・栄養調査

健康増進法第 10 条に基づき、国民の栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に栄養と健康の関係を明らかにし健康増進対策に必要な基礎資料を得ることを目的に厚生労働省が県に委託し、実際の調査地区を管轄する保健所が実施する。

イ 県民健康・栄養調査

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の総合的な健康増進対策を推進するための基礎資料を得るため沖縄県が実施する。

表 1 調査概要

年度	区分	調査地区	世帯数	世帯人員	調査内容
平成27年度	国民	宮古島市上野	13世帯	33人	①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査
平成28年度	県民	宮古島市城辺	36世帯	78人	①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査

(2) 特定給食施設

特定給食施設とは、特定多数の人に対して、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設以外の 1 回 50 食以上 100 食未満又は 1 日 100 食以上 250 食未満の食事を供給する施設をいう。

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号及び第 22 条に基づき、特定給食施設等における栄養管理の実施等について、必要な提示・助言を行っている。

表2 給食施設届出状況と栄養士充足率

平成29年度

	管理栄養士のみの施設		栄養士・管理栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみの施設		栄養士 管理栄養士 どちらも いない施設	施設数 合計	栄養士 充足率 (%)	
	施設数	管理栄養士数	施設数	栄養士数	管理栄養士数	施設数	栄養士数				
特定給食施設	学 校	3	3	1	1	1	2	2	0	6	100%
	病 院	1	1	3	9	4	0	0	0	4	100%
	介護老人保健施設	2	2	0	0	0	0	0	0	2	100%
	老人福祉施設	0	0	1	1	1	0	0	0	1	100%
	児童福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	4	5	20%
	自 衛 隊	0	0	0	0	0	1	1	0	1	100%
	計	7	7	5	11	6	3	3	4	19	
給食施設	学 校	0	0	1	1	1	0	0	0	1	100%
	老人福祉施設	1	1	0	0	0	2	2	0	3	100%
	児童福祉施設	1	1	0	0	0	1	1	22	24	8%
	社会福祉施設	1	1	0	0	0	1	1	1	3	67%
	その他	0	0	0	0	0	1	1	0	1	100%
計	3	3	1	1	1	5	5	23	32		
管内合計	10	10	6	12	7	8	8	27	51		

(3) 給食施設指導状況

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号及び第 22 条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の設置者に対し、栄養管理等についての指導助言を実施している。

表3 給食施設指導状況

平成29年度

個別指導		その他の給食施設	集団指導		
特定給食施設			回数	延施設数	延人員
1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上				
15	10	56	1	29	47

(4) 指導業務

ア 栄養指導等

健康増進法第 18 条第 1 項 1 に基づき、住民への栄養及び健康増進を図るために必要な指導を実施している。

表4 指導業務内訳

平成29年度

個別指導（人）					集団指導（延人員）							
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	母子		生活習慣病		健康増進		その他	
					回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 食品の栄養成分表示指導等

食品表示法第 4 条、健康増進法第 26 条及び第 31 条に基づき、食品関係企業に対し、栄養成分表示及び食品表示の相談及び指導を行う。

表5 栄養成分表示指導等実施状況

平成29年度

個別指導		集団指導	
指導件数（実数）	指導件数（延件数）	回数	参加数
39	42	0	0

(5) 研修会の開催

ア 「給食施設研修会」

日時：平成 29 年 6 月 21 日 13:30～16:00

場所：宮古保健所 2 階大会議室

内容：「食品衛生について」「健康増進法施行細則及び給食施設届出要綱について」

講師：宮古保健所食品衛生監視員及び管理栄養士

対象者：管内市村給食施設調理従事者及び栄養管理担当者等

参加者：50 名

イ 「糖尿病予防戦略事業」

平成 29 年度糖尿病予防に関する研修会

日時：平成 29 年 10 月 23 日 14:00～16:30

場所：宮古保健所 2 階大会議室

内容：「糖尿病予防の食生活」

講師：トータルウェルネスプロジェクトオキナワ

代表 伊是名カエ 氏

対象：管内市村健康づくり担当者、管内市村地産地消担当者
管内の食生活改善推進員、農山漁村研究会 等

参加者：32名

(6)食環境の整備の取り組み状況

宮古地区栄養情報提供店登録事業の推進

ア 新規登録店舗

平成29年度は1店舗を登録

イ 登録店舗への個別訪問相談

登録店舗3件に対し、登録メニューの追加確認等、現況調査を行った。

ウ 宮古地区栄養情報提供店登録事業検討委員会の開催

日時：平成30年2月26日（月） 15:00～16:30

場所：宮古保健所 2階大会議室

委員：沖縄県食品衛生協会宮古支部、宮古島市健康増進課

より代表1名ずつ選出

(7)地区組織の育成

食を通した健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市村健康づくり事業及び「健康おきなわ21（第2次）」の推進等で活躍している。各市村の食生活改善推進協議会及び宮古支部結成状況は下記のとおりである。

宮古保健所では各協議会の組織強化等のため、情報提供、伝達講習会等を実施している。

表6 協議会結成状況

平成29年度

協議会	結成年月日	会員数	地区名
食生活改善推進員連絡協議会宮古支部 (平成28年度から休会)	平成12年3月22日	休会	宮古管内
多良間村食生活改善推進協議会	平成17年8月2日	休会	多良間村
宮古島市食生活改善推進協議会	平成17年10月1日	58名	宮古島市

(8)栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。

その状況は表7のとおりである。

表7 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

平成29年度

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
4	1	0	0	0	0	5

3 歯科保健

含糖食品や加工品の氾濫、軟食化などによる食生活の多様化、年齢構造の変化、乳幼児う蝕の減少等により、歯科保健業務も、従来の母子保健中心から、各ライフステージにおける歯科保健対策へと多様化している。なかでも、生涯自分の歯で食べることが高齢者の生活の質を高めることの要件の一つであり、40歳以降の歯科保健の重要性が認識され8020運動が推進されている。

口腔清掃の方法の改善等に関する知識を広め、乳幼児に対するフッ化物応用等の予防処置を行い、定期的な管理のもとに歯科疾患を予防することによって、健康の維持増進を図り生活の質の向上を目指す。

(1) 普及啓発事業

ポスター等掲示及びリーフレット配布

「歯と口の健康週間」(ポスター・パネル展示及びリーフレット配布(6月4日～10日))

「多良間村がんずうまつり」(12月2日)(多良間村)

「乳幼児健診」会場にて配布

「事業所健診」会場にて配布(6月、10月)

(2) 専門的かつ技術的な業務の支援及び推進

ア 歯科衛生士養成にかかる実技研修実施

目的：本県では「健康おきなわ21」において、健康長寿の維持・継承を目指した健康づくりを推進している。この中で「要介護者等の歯科保健」については、日頃のケアや歯の喪失防止等、口腔の重要性について普及してきたところである。宮古地区で要介護者に関わっている歯科衛生士を、沖縄本島で先駆的に口腔ケアを実施している施設等へ派遣し、その状況に応じた口腔ケアの実技方法を学び、専門性を持つ歯科衛生士を養成することを目的とする。

主催：沖縄県宮古保健所

開催日：平成29年11月22日

場所：沖縄協同病院

実技指導講師：仲程尚子(沖縄協同病院 認定歯科衛生士)

参加者：要介護者の口腔ケア等に関わっている管内の歯科衛生士(2人) 保健所歯科衛生士

イ 口腔ケア実践研修会実施

目的：高齢者の介護に携わる職員を対象にその状況に応じた口腔ケアを含む口腔機能の維持向上を目指した手法を学び、その技術を現場で活かせることを目的とし実施。

主催：沖縄県宮古保健所

開催日：平成29年12月15日

場所：沖縄県宮古保健所 健康増進室

対象：介護に関わる職員等(51人参加)

内容：口腔ケアの重要性及び実践について

講師：「沖縄協同病院」認定歯科衛生士 仲程尚子

報告者：「沖縄協同病院実技研修を終えて」

認定歯科衛生士 下地多重子

歯科衛生士 仲間七海

ウ 乳幼児健康診査における効果的な歯科保健指導勉強会

目的：沖縄県の乳幼児のむし歯有病状況の改善を目指し、乳幼児健康診査における効果的な歯科保健指導について関係者へ周知することを目的とする。

開催日：平成 29 年 7 月 20 日 14:00～15:30

場 所：沖縄県宮古保健所

対 象：歯科衛生士、市担当者等（19 人参加）

内 容：「効果的な歯科保健指導」について
「健診時の説明媒体の具体的な使い方」について

(3)調査・情報収集

成人期における口腔に関する意識調査

目的：「健康おきなわ 21（第 2 次）」では、歯・口腔の健康目標として「80 歳で 20 本以上の自分の歯を有する者の割合の増加」を掲げ、成人期において歯周病予防を行動目標として設定している。

事業所健診時を活用し口腔清掃器具等の普及啓発や、その使用方法を含む歯科相談を実施し、また定期的な歯科健診の受診やかかりつけ歯科医を持つことを推進しながら実態を把握する。

実施期間：平成 29 年 10 月 25 日～10 月 27 日 9:00～12:00

調査対象：労働基準協会宮古支部 事業所健診受診者

実施方法：1) 事業所健診会場にて「歯・口の健康」に関する調査票に添って記載する。
2) 歯科衛生士による歯科相談及び指導。

調査結果：284 人調査

(4)連携

「親子で歯っぴ～プロジェクト事業」（沖縄県小児保健協会主体）にかかる勉強会

目的：沖縄県の乳幼児のむし歯有病状況の改善を目指し、乳幼児健康診査における効果的な歯科保健指導を学ぶ。今年度は 1 歳 6 ヶ月児を対象とした歯科保健指導に伴う歯科指導媒体を活用した勉強会を宮古島市とともに連携し情報交換会等の開催協力を行う。

開催日：平成 29 年 9 月 21 日 14:00～16:00

場 所：宮古島市中央公民館

対 象：歯科衛生士、市担当者等（11 人参加）

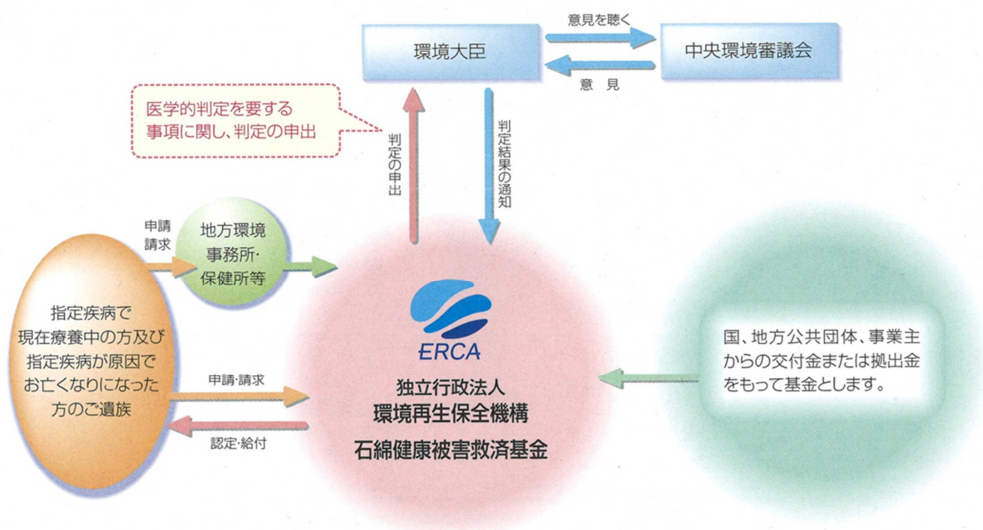
内 容：①指導用媒体を使用した具体的な歯科保健指導について（1 歳 6 ヶ月児健診）
②グループワーク（歯科衛生士グループ・行政グループ）
「健診時の説明媒体の具体的な使い方」について

4 石綿健康被害対策

(1) 石綿健康被害救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、平成 18 年 3 月 27 日に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設され、石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労働者災害補償保険法等で保障されない方に対して、救済給付の支給を行う制度である。対象となる疾病は、①石綿による肺がん②中皮腫③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の 4 疾病である。これらの健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が支給される。

図 1 石綿健康被害救済制度の概要フロー



(2) 石綿健康被害救済給付の種類

医療費：医療費の自己負担分

療養手当：治療に伴う医療費以外の費用負担に対する給付

葬祭料：認定された方の葬祭に伴う費用負担に対する給付

救済給付調整金：被認定者がお亡くなりになるまでに給付を受けた医療費と療養手当の合計が特別遺族弔慰金の額に満たない場合に、被認定者のご遺族に支給される給付

特別遺族弔慰金：指定疾病が原因で死亡した方のご遺族に対する給付

特別葬祭料：指定疾病が原因で死亡した方の葬祭に伴う費用負担に対する給付

(3) 申請の現状

表 1 相談申請件数

	相談件数	申請件数
平成18～22年度	10	3
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0	0
平成27年度	0	0
平成28年度	0	0
平成29年度	1	0

表 2 申請件数内訳

	医療費/ 療養手当	葬祭料	特別遺族弔慰金/ 特別葬祭料
平成18～22年度	2	0	1
平成23年度	0	0	0
平成24年度	0	0	0
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度	0	0	0

(4) 制度周知

宮古保健所ホームページにて、当制度の周知を図っている。

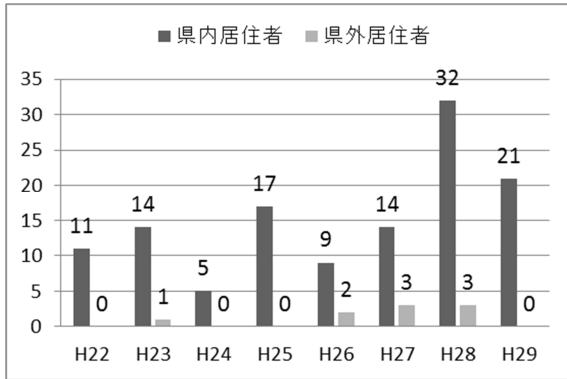
5 熱中症予防対策

(1) 発生動向調査

毎年6月1日から9月30日までの期間、定点観測医療機関2機関より発生報告を受け、発生状況を把握するとともに、マスコミを通じて地域住民へ注意喚起を行っている。

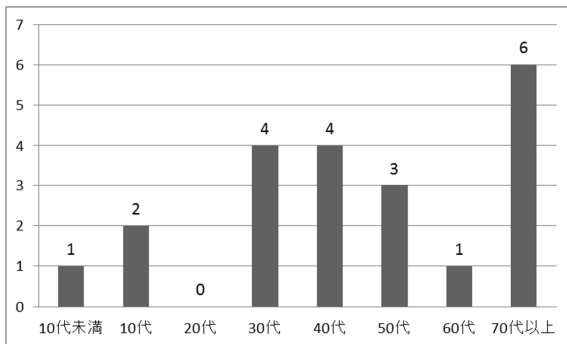
ア 発生件数：21件。(全数、宮古島居住者)

図1 宮古管内 熱中症発生件数(平成29年度)



イ 年齢別発生状況：70代以上が多かった。

図2 年齢別熱中症発症者数(平成29年度)



ウ 発生場所および発生要因

発生場所は、農地と工事現場が多い。発生要因は、農作業と屋外作業(農業・漁業除く)が多い。

図3 発生場所(平成29年度)

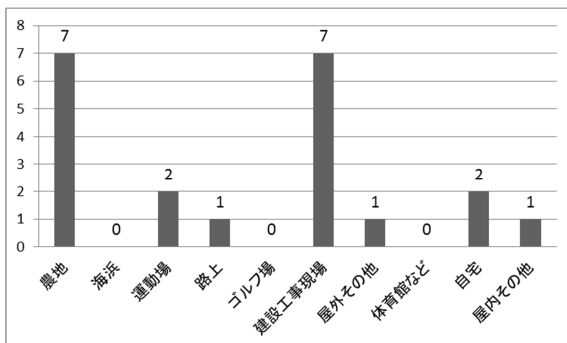
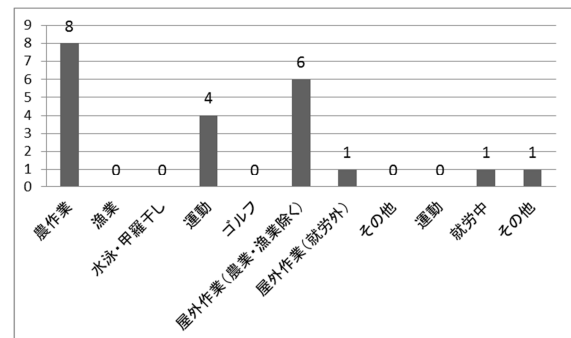


図4 発生要因(平成29年度)



(2) 予防対策

ア 宮古保健所ホームページにて、発生状況、予防法等を掲載。

イ 所内各班の窓口、宮古福祉事務所の窓口に予防パンフレットを設置。

ウ マスコミ(地元テレビおよび地元新聞社)を活用した注意喚起。

6 結核対策

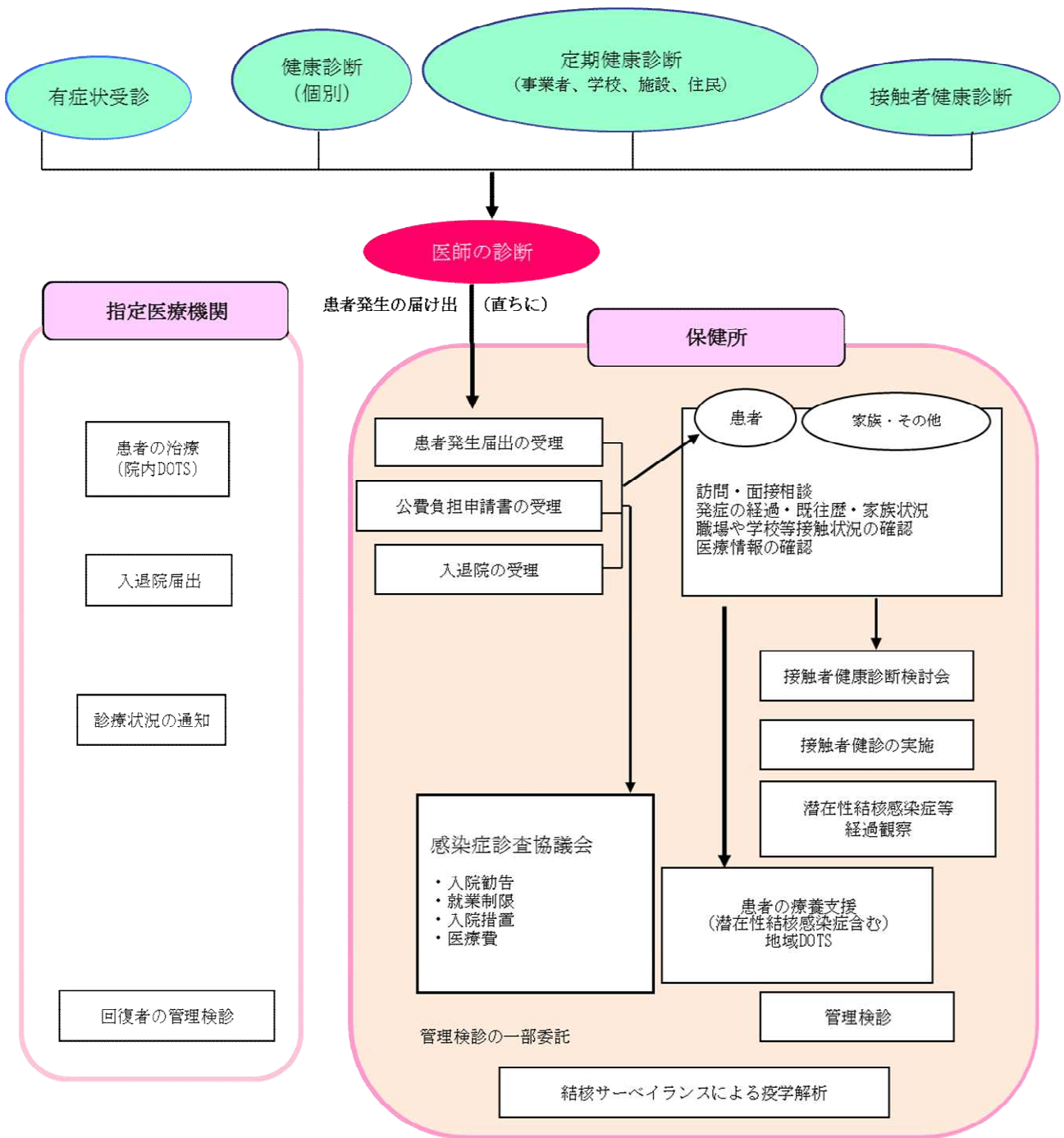
わが国の結核の現状は、結核対策の推進、医学の進歩、生活環境の改善等によって、新登録結核患者数は年々減少しているが、依然として主要な感染症であり、一層の対策の充実が求められている。特に近年は、結核患者の高齢化、都市部での問題、多剤耐性結核菌の出現、外国出生患者の増加等の課題がみられる。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）に基づき、人権を尊重した適正な手続きを拡充するとともに、定期健康診断、結核医療の基準、直接服薬確認療法(DOTS)等の総合的な結核対策の推進に取り組んでいる。

表 1 結核対策の概要

健康診断	定期健康診断 (感染症法第53条の2)	学校健診：高校・大学生（入学時健診1回） 施設入所者：刑務所(20歳以上毎年) 社会福祉施設(65歳以上毎年) 事業所職員：学校、病院、診療所、助産所、老健施設、社会福祉施設の職員 市町村住民：65歳以上毎年(定期健診患者発見率等を参照した上で対象年齢の設定やハイリスク層の対象の検討、罹患率を分析した対策)
	接触者健康診断 (感染症法第17条)	患者家族、その他、結核予防上特に必要があると認められるとき、県（保健所）が実施する。
	医師の届出 (感染症法第12条) 入退院届出 (感染症法第53条の11)	結核患者・無症状病原体保有者(潜在性結核感染症治療対象者)の診断時、直ちに保健所長へ届出 患者が入院又は退院した時、病院管理者は7日以内に保健所へ届出
	結核登録票 (感染症法第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握
患者管理	家庭訪問指導 (感染症法第53条の14)	結核の予防又は医療上必要と認められる者に対する家庭訪問による保健指導等
	管理検診(精密検査) (感染症法第53条の13)	結核登録者のうち、要観察者、治療状況不明者、治療放置者等を対象とした精密検査
感染防止	就業制限 (感染症法第18条)	感染拡大のおそれがある患者へ就業制限を行う。
	入院勧告 (感染症法第19、20、26、26条の2)	結核のまん延を防止するため必要があると認める時、結核指定医療機関への入院勧告を行う。
医療	入院勧告患者の医療 (感染症法第37条)	入院勧告を行った患者に対する医療費の公費負担
	一般患者に対する医療 (感染症法第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核医療に要した費用の公費負担
予防接種	B C G 予防接種 (予防接種法 第2条、3条)	「生後1歳に至るまでの間にある者」を対象に結核の発生及びまん延を予防するため市村が実施する。

図1 結核対策における保健所の役割



- 1 保健所では、患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等、周囲への感染防止等への指導を行う。
- 2 医師からの届出があった患者は、居住地の管轄保健所に登録する。患者は治療終了後、回復者として保健所又は医療機関で概ね2年間管理検診を行い、再発のおそれが無くなった場合、登録削除する。
- 3 登録削除後は自主的に健康管理を行う。(市村が行う結核住民健診、職場健診等)

(1) 結核の現状

ア 結核患者の発症状況

(ア) 結核罹患率（人口 10 万対）

平成 25 年から平成 26 年は 6 前後で推移していたが、平成 27 年は 19.1 へ増加している。平成 28 年は 13.4、平成 29 年は 11.5 と減少している。

(イ) 活動性分類

平成 29 年の新規患者発生は 6 人、内訳は肺結核 3 人（塗抹陽性 1 人、その他菌陽性 2 人）、肺外結核 3 人である。（潜在性結核感染症 4 人は別掲）

表 2 活動性分類

区分 年次別	総 数	活 動 性 肺 結 核				活動性 肺外結核	不 明	潜在性結核 感染症 (別掲)
		総 数	感 染 性		菌陰性			
			喀痰塗抹 陽性	その他の 菌陽性				
昭和50年	48	45	(0)	(4)	(41)	3	0	4
55年	34	29	(2)	(9)	(18)	5	0	2
60年	41	30	(0)	(8)	(22)	11	0	2
平成2年	31	26	(0)	(14)	(12)	5	0	5
7年	19	18	(2)	(10)	(6)	1	0	16
12年	15	12	(6)	(4)	(2)	3	0	11
17年	12	10	(5)	(2)	(3)	2	0	7
22年	6	3	(2)	(1)	(1)	1	0	11
25年	3	2	(2)	(0)	(0)	1	0	2
26年	4	2	(2)	(0)	(0)	2	0	3
27年	10	7	(3)	(4)	(0)	3	0	2
28年	7	3	(2)	(1)	(0)	4	0	4
29年	6	3	(1)	(2)	(0)	3	0	4

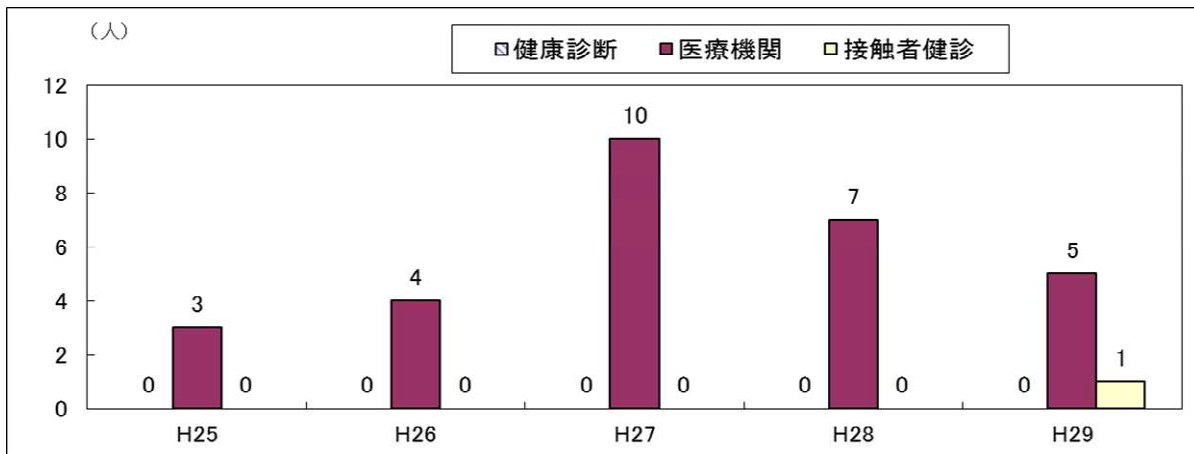
(ウ) 新登録患者の年齢階級別状況

年齢別にみると平成 29 年は 50 代 1 人、70 代 2 人、80 代 2 人、90 代 1 人である。

(エ) 新登録患者の発見方法

患者は、医療機関からの発見が 5 人（他疾患入院・通院中に 1 人、医療機関受診 4 人）、接触者健診からの発見が平成 19 年以降なかったが、平成 29 年は 1 人となっている。

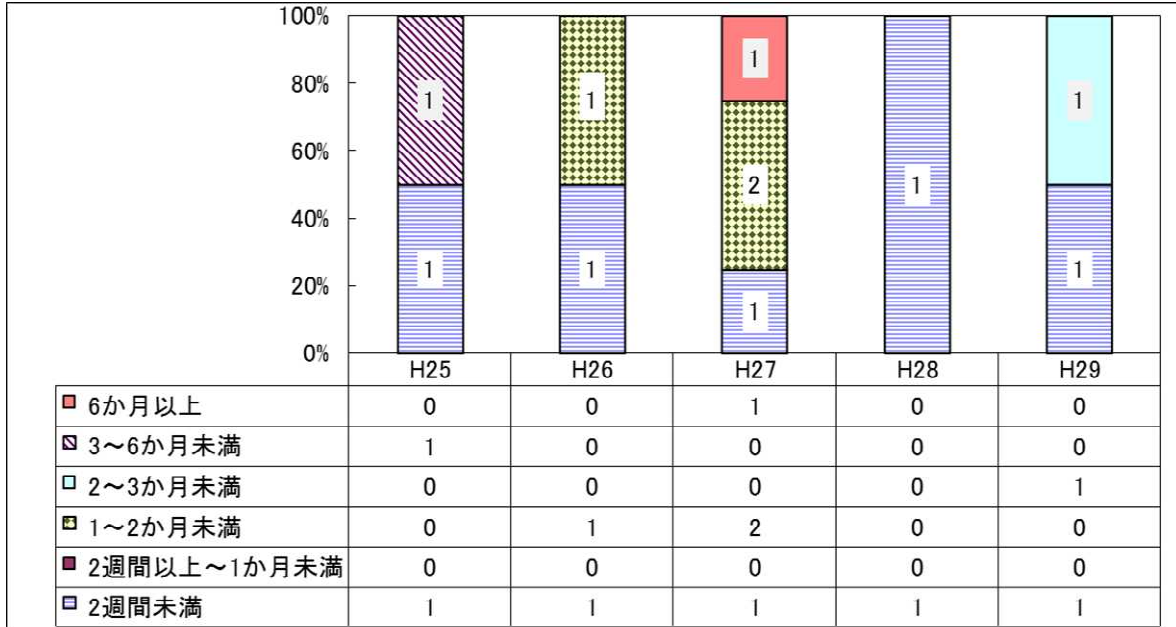
図 2 新登録患者の発見方法



(オ) 発病から診断までの期間

結核の感染危険度は、症状出現（発病）から受診・診断までの期間によって決定され、症状出現から診断までにかかった期間は、感染の拡がりを想定でき、結核予防活動の指標にもなる。

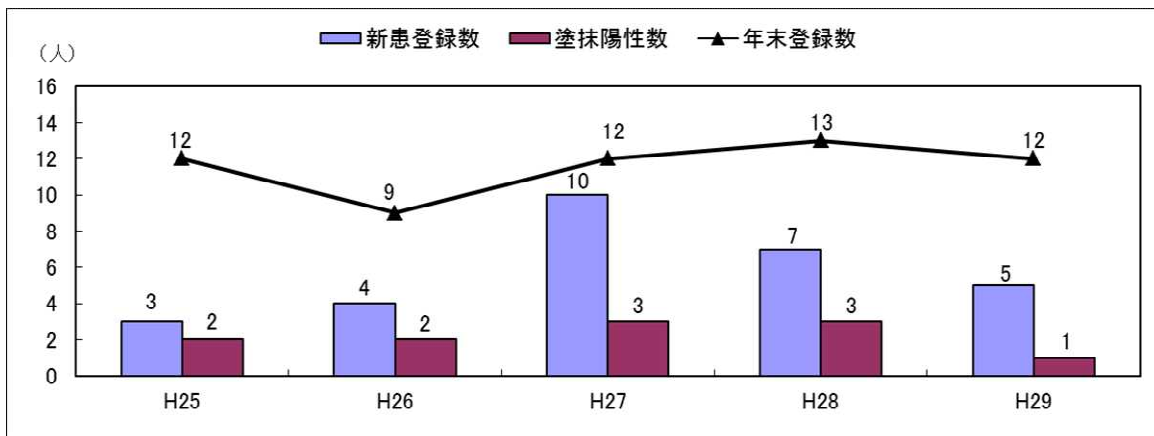
図3 新登録患者の発病から診断までの期間（肺結核患者で発病時に咳・痰等の症状がある者）



イ 結核患者年末登録状況

平成 29 年の結核患者年末登録数は 12 人である。（潜在性結核感染症 3 人は別掲）

図4 年末登録数及び新患登録数の年次推移



ウ 管理検診

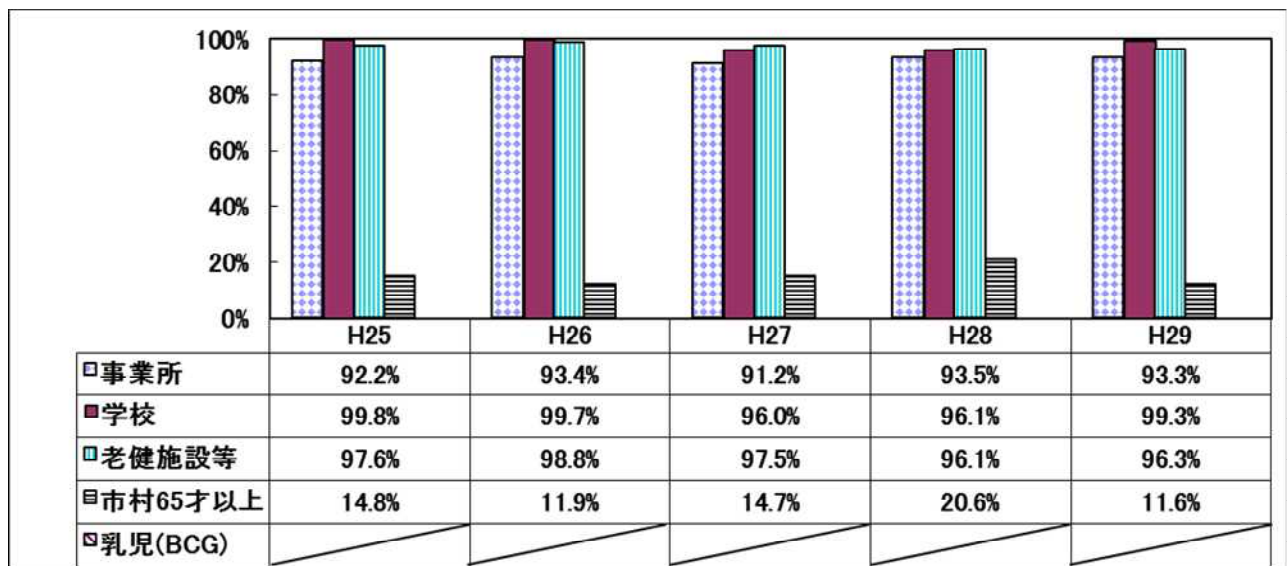
結核患者年末登録状況は、平成 29 年末登録者 12 人のうち、治療中 3 人、観察中 9 人である。（潜在性結核感染症 3 人（治療中 2 人、観察中 1 人）は別掲）

治療終了者は 6 ヶ月毎に 2 ヶ年間管理検診を実施し、再発者はいなかった。

エ 定期健康診断

- (ア) 集団感染防止として学校健診は、高校・大学入学年度に1回、施設は刑務所20歳以上、社会福祉施設65歳以上、毎年実施する。
- (イ) 発症すると二次感染の可能性が高い職業としての事業（学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設等）に従事する職員は採用時及び毎年実施する。
- (ウ) 結核健診は65歳以上の高齢者が対象、その他に発症リスクが高い年齢層や罹患率、定期健診からの患者発見率等に照らして対象者を定める。また、ホームレス、外国人などの特定対象者についても実施する。
- (エ) 結核予防接種は、平成25年4月1日に改正され、BCG接種を「生後1歳に至るまでの間にある者」に実施する。

図5 定期健康診断及びBCG予防接種受診状況年次推移



オ 接触者健康診断

接触者健康診断は、感染者の早期発見と進展防止、新たな発病者の早期発見、および感染源・感染経路の探求が目的である。結核発生に伴う感染予防上特に必要があると認められる時は、積極的疫学調査を実施し、患者との接触状況を把握した上で、保健所内の接触者健診検討会で対象者を選定し、接触者健康診断を実施する。

保健所は、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と綿密な連携を図り、感染源及び感染経路究明を迅速に進めることが重要である。

管内の平成29年度接触者健康診断状況は、家族内接触者が100.0%、その他接触者が100.0%、全体で100.0%の受診率である。結核患者1人、潜在性結核感染症1人の発見があった。

表3 接触者健康診断状況

	平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	対象者	受診者	受診率	発見数	対象者	受診者	受診率	発見数	対象者	受診者	受診率	発見数	対象者	受診者	受診率	発見数	対象者	受診者	受診率	発見数
家族内接触者	10	6	60.0%	0	12	12	100%	0	15	15	100%	0	7	7	100%	0	11	11	100%	1(潜)
その他接触者	15	7	46.7%	1(潜)	26	26	100%	0	23	23	100%	0	5	5	100%	0	6	6	100%	0
合計	25	13	52.0%	1(潜)	38	38	100%	0	38	38	100%	0	12	12	100%	0	17	17	100%	0

* (潜)：潜在性結核感染症

カ 結核対策特別促進事業

事業名	確実な治療完了を目指したDOTS支援																																																																																			
事業目的	<p>結核対策は、予防の適正化と治療の強化、きめ細やかな個別対応、人権の配慮、地域格差への対応が基本である。</p> <p>「結核に関する指定感染症予防指針」の一部改正に伴い地域DOTSの推進が位置づけられ、DOTS対象者が喀痰塗抹陽性結核患者から潜在性結核感染症を含む全結核患者へと拡大し、院内DOTS・地域DOTS支援の効果的・包括的な支援が求められている。院内DOTSから、地域DOTS支援への包括的な支援体制を確立し、確実な治療完了を目指す。</p>																																																																																			
結核の現状	<table border="1" data-bbox="300 488 1417 1104"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新登録患者(人)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>罹患率(人口10万対)</td> <td>5.7</td> <td>7.6</td> <td>19.1</td> <td>13.4</td> <td>11.5</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>活動性肺結核患者(人)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>塗抹陽性患者(人)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>新登録患者の70歳以上の率</td> <td>2 66.7%</td> <td>4 100.0%</td> <td>8 80.0%</td> <td>5 71.4%</td> <td>5 83.3%</td> <td>4.8 80.0%</td> </tr> <tr> <td>潜在性結核感染症(人)(別掲)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>新登録DOTS対象者(H23年5月改正)</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>DOTS実施率</td> <td>4/4(転入1人) 100.0%</td> <td>3/3(死亡2人 転入1人) 100.0%</td> <td>6/6(死亡1人) 100.0%</td> <td>10/10(死亡1人) 100.0%</td> <td></td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>新登録肺結核患者コホート治療成功率</td> <td>2/2(死亡0人) 100.0%</td> <td>1/2(死亡1人) 50.0%</td> <td>6/7(死亡1人) 85.7%</td> <td>9/10(死亡1人) 90.0%</td> <td></td> <td>68.8%</td> </tr> <tr> <td>全結核患者コホート治療失敗・脱落率</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>								平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平均	新登録患者(人)	3	4	10	7	6	6.0	罹患率(人口10万対)	5.7	7.6	19.1	13.4	11.5	11.5	活動性肺結核患者(人)	2	2	7	4	3	3.6	塗抹陽性患者(人)	2	2	3	3	1	2.2	新登録患者の70歳以上の率	2 66.7%	4 100.0%	8 80.0%	5 71.4%	5 83.3%	4.8 80.0%	潜在性結核感染症(人)(別掲)	2	3	2	4	4	3.0	新登録DOTS対象者(H23年5月改正)	5	7	12	10	10	8.5	DOTS実施率	4/4(転入1人) 100.0%	3/3(死亡2人 転入1人) 100.0%	6/6(死亡1人) 100.0%	10/10(死亡1人) 100.0%		100.0%	新登録肺結核患者コホート治療成功率	2/2(死亡0人) 100.0%	1/2(死亡1人) 50.0%	6/7(死亡1人) 85.7%	9/10(死亡1人) 90.0%		68.8%	全結核患者コホート治療失敗・脱落率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平均																																																																														
新登録患者(人)	3	4	10	7	6	6.0																																																																														
罹患率(人口10万対)	5.7	7.6	19.1	13.4	11.5	11.5																																																																														
活動性肺結核患者(人)	2	2	7	4	3	3.6																																																																														
塗抹陽性患者(人)	2	2	3	3	1	2.2																																																																														
新登録患者の70歳以上の率	2 66.7%	4 100.0%	8 80.0%	5 71.4%	5 83.3%	4.8 80.0%																																																																														
潜在性結核感染症(人)(別掲)	2	3	2	4	4	3.0																																																																														
新登録DOTS対象者(H23年5月改正)	5	7	12	10	10	8.5																																																																														
DOTS実施率	4/4(転入1人) 100.0%	3/3(死亡2人 転入1人) 100.0%	6/6(死亡1人) 100.0%	10/10(死亡1人) 100.0%		100.0%																																																																														
新登録肺結核患者コホート治療成功率	2/2(死亡0人) 100.0%	1/2(死亡1人) 50.0%	6/7(死亡1人) 85.7%	9/10(死亡1人) 90.0%		68.8%																																																																														
全結核患者コホート治療失敗・脱落率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%																																																																														
事業内容	<p>1 DOTS事業</p> <p>(1) 事例ごとの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○服薬支援・連携手帳の活用 DOTS支援のツールとして活用する ○退院前調整会議の開催(実施:2回、対象:入院患者) アセスメント票を用いてDOTSタイプの評価をする ○DOTS支援(DOTS対象者全員:13名) (訪問:実7人、延39件、その他:延22件) ○コホート検討会の開催(2回) ①8月8日(所内)、②1月17日(所内) <p>(2) 院内DOTS支援のための医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宮古病院結核研修会 内容・講師:「結核の現状と基礎知識」「結核患者支援～保健所ってなにしてる?～」 上原真理子(宮古保健所長) 日 時:平成29年8月30日 17:00～18:00 場 所:宮古病院 講堂 参加者:宮古病院看護師等 22名 ○宮古島徳洲会病院結核研修会 内容・講師:「知っていますか?結核のこと」 結核担当保健師(宮古保健所 健康推進班) 日 時:平成30年1月26日 17:10～17:40 場 所:宮古島徳洲会病院 デイケア室 参加者:宮古島徳洲会病院看護師等 89名 																																																																																			
期待される効果	<p>1) 医療機関・関係機関と協力して、結核患者の実態に応じたきめ細やかな支援をすることにより、結核治療脱落者を防ぎ、治療成功率100%を目指すことができる。</p> <p>2) DOTS事業やコホート検討会等を活用して、研修会で得たことを還元・共有し、管内DOTS事業を推進することができる。</p>																																																																																			

(2) X線撮影業務

平成 20 年 3 月に一般健康診断が終了したため、主な X 線撮影業務は結核健診業務である。平成 27 年度より当保健所に放射線診療技師の配置がなくなったため、本島の保健所から派遣されている放射線技師が撮影を行っている。

表 4 X 線撮影人数 平成 29 年度

	直接撮影（人数）	間接撮影（人数）	合計
接触者健診等	1	0	1
管理検診	18	0	18

直接撮影：管理検診及び接触者健診の際に、保健所内で行う胸部 X 線撮影

間接撮影：接触者健診の際に、検診車で行う胸部 X 線撮影

接触者健診：結核患者に接触のある者や、発病の恐れのある者に対して実施する健診

管理検診：結核治療終了後、その経過を見るために実施する検診

(3) 高齢者結核対策

近年は人口高齢化に伴い、県内の新登録結核患者の 4 割は、80 歳以上の高齢者が占めている。宮古地区においても 80 歳以上が半数を占めており、高齢者に対する結核対策は重要な課題である。体力や免疫力が低下する高齢者は、結核にかかるリスクが高いため、高齢者が集団生活や活動を営む場である高齢者施設は、集団感染の恐れがある。そこで、平成 25 年から宮古管内の高齢者施設を対象に、実態調査やマニュアル作成等を実施し、結核を早期発見し感染防止を図るための対策に取り組んでいる。

年度	
平成 25 年度	「高齢者施設における結核予防対策の実態調査」実施
平成 26 年度	「高齢者施設における結核早期発見のためのチェックリスト」作成 チェックリストの活用状況等に関するアンケート実施
平成 27 年度	保健所ホームページにてチェックリストの活用状況等に関するアンケートの結果を掲載、結核予防週間に高齢者施設へ周知
平成 28 年度	結核予防週間に、管内高齢者施設へチェックリストを配布
平成 29 年度	チェックリストの活用状況等に関するアンケート実施

(4) 結核予防週間（9月 24 日～30 日）

結核に関する正しい知識の普及啓発を図るため、管内医療機関や市村、学校、高齢者施設等に結核予防週間の周知及び資料配付を行った。また、市役所と保健所でのパネル展示、保健所での横断幕掲揚、街頭キャンペーン、新聞や市村広報誌、保健所ホームページへの結核関連記事の掲載を行い、住民に対する結核の普及啓発を図った。

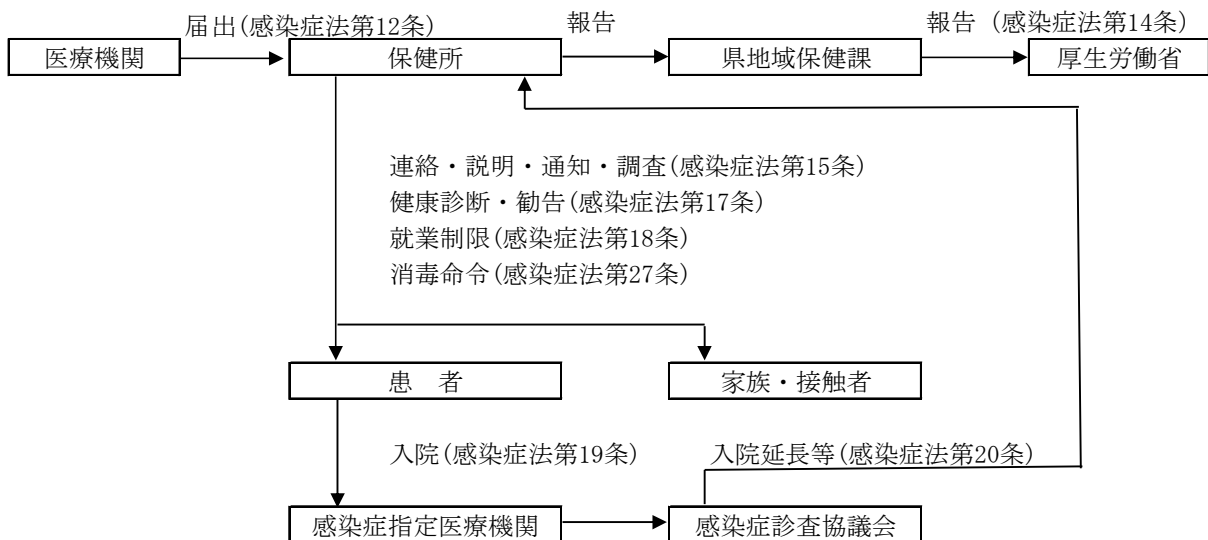
7 感染症対策

(1) 感染症対策の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）に基づき、感染症発生時には疫学調査や健康診断等を行い、感染拡大防止対策や感染症に対する普及啓発等を行っている。

また、平常時から、感染症発生動向調査事業を活用し、感染症の発生状況を迅速に収集するとともに、感染症の発生予防及びまん延防止のための研修会を開催している。

図1 感染症発生時の業務の流れ



(2) 感染症発生動向調査

感染症の発生状況を全数報告・定点報告により把握し、その結果を基に県民・地域住民への注意喚起や警報発令を行い、流行拡大の防止を図っている。集計は年(1月～12月)で行っている。

表1 月別感染症発生状況(全数報告)

平成29年

類型	疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
2類	結核	2	0	0	0	1	2	0	2	2	0	0	0	9
3類	腸管出血性大腸菌感染症	1	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	5
4類	つつが虫病	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	5
	レジオネラ症	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	E型肝炎	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
5類	急性脳炎	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	後天性免疫不全症候群	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	梅毒	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

*全数報告とは、対象となる感染症についての医師からの報告数

*定点報告とは、対象となる感染症についての定点医療機関からの報告数

表 2 年齢階級別感染症発生状況（全数報告）

平成 29 年

類型	疾患名	～11ヶ月	～4歳	～9歳	～14歳	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～79歳	80歳～	計
2類	結核	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	4	9
3類	腸管出血性大腸菌感染症	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	5
4類	つつが虫病	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	1	5
	レジオネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	E型肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
5類	急性脳炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	後天性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	梅毒	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

*5類は全数報告

表 3 月別感染症発生状況（定点報告）

平成 29 年

類型	疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
5類 (定点報告)	インフルエンザ	226	222	21	67	92	36	72	71	25	12	21	213	1078
	RSウイルス感染症	0	0	3	8	47	43	34	6	2	1	1	3	148
	咽頭結膜熱	1	0	2	3	2	7	5	6	1	11	3	1	42
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	3	2	3	2	5	3	15	7	13	8	11	5	77
	感染性胃腸炎	129	77	13	26	77	13	30	16	18	28	15	10	452
	水痘	11	10	7	2	6	5	1	0	1	7	2	4	56
	手足口病	0	1	1	0	1	1	7	48	52	13	14	9	147
	伝染性紅斑	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	突発性発しん	4	2	2	3	1	1	2	2	4	4	4	5	34
	百日咳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	ヘルパンギーナ	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	5
	流行性耳下腺炎	9	0	2	2	1	0	6	0	0	0	0	0	20
	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
	流行性角結膜炎	2	0	0	2	6	0	7	3	2	1	1	3	27
	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マイコプラズマ肺炎	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	12	4	5	9	10	13	6	12	3	14	10	8	106
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
薬剤耐性アシネトバクター感染症	※平成26年9月19日より、5類全数把握疾患へ変更													

ア 腸管出血性大腸菌感染症の発生状況

平成 24 年 13 人、平成 25 年 7 人、平成 26 年 2 人、平成 27 年 3 人、平成 28 年 7 人、平成 29 年 5 人の発生があった。例年、夏季に保育所からの発生が多かったが、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年は単発での発生や同居家族内の感染のみで終息し、集団発生事例は起きていない。

発生時は、感染源調査として有症状者の健康診断（検便）や環境調査を実施し、感染拡大防止のため指導を行っている。

イ つつが虫病の発生状況

平成 20 年 6 月に初発患者発生以降、ほぼ毎年 1～2 例の患者発生（平成 22 年、平成 24 年は発生なし）だったが、平成 27 年に 4 例、平成 28 年に 10 例、平成 29 年は 5 例の発生があり、平成 20 年からの累計では 26 例となっている。平成 29 年の発生届は、いずれも県立宮古病院からの報告であった。沖縄県内では、宮古保健

所管内からの発生報告のみである。

患者発生は4月から12月にかけてみられ、患者数は5月及び10月が6例と最も多く、次に12月が5例と続く。ツツガムシに刺された場所は、畑や草地（海岸含む）と推定される。

被害の多い5月および10月には、地域住民へチラシを配布し、管内関係機関・医療機関へチラシ送付及び情報共有、マスコミ等へ注意喚起依頼、保健所ホームページでの注意喚起を行った。発生状況を踏まえ、観光客向け、農業関係者向けにも注意喚起・予防啓発を行った。

発生時期や、ツツガムシに付着されないための予防方法、症状出現時は医療機関への早期受診・早期治療が重要であること、再感染の可能性があることを今後も継続して啓発していく。

ウ 麻しん対策

平成13年4月から沖縄県はしか“0”プロジェクト委員会が設立され、麻しん発生全数把握事業を行い、麻しん発生時の初期対応、流行予防対策、県衛生環境研究所での確定検査、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等を行っている。

平成29年は沖縄県全体で21件の疑い事例があったが、いずれも検査で陰性となり、麻しんの発生は起きなかった。

表4 麻しん全数把握実施状況 平成29年

	検体提出数	麻疹確定
沖縄県	21	0
宮古保健所	0	0

エ 風しん対策

平成24年から平成25年にかけて風しんは全国的に流行した。風しん抗体を持たない又は抗体価が低い妊婦が風しんウイルスに感染すると胎児に難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障害（先天性風しん症候群）が起こる可能性がある。その予防のため、沖縄県では風しん抗体検査を無料で受けられる体制を整備した（平成26年度のみ実施）。

平成29年度には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則および、風しんに関する特定感染症予防指針が改正され、風しんを診断した医師の届出が“7日以内”から“直ちに”になるなど、平成32年度までの排除を目指して所要の見直しがあった。

オ 学校欠席者情報収集システム

平成27年11月より学校欠席者情報収集システムが導入されている。本システムは「記録」「連携」「早期探知」を一元化したリアルタイムサーベイランスであり、集団発生を早期に探知し対応することで、感染症による入院及び死亡といった重症化を防ぐことを目的としている。

学校は感染症がまん延しやすい環境であるが、学校がシステムへ入力し活用することで、児童・生徒の中での感染症の流行に対して早期に対応できるようになる。

現在宮古保健所管内では、幼稚園、小中学校、高等学校及び特別支援学校が本システムを導入しており、保健所からは入力状況に応じて、各学校へ入力の呼びかけ

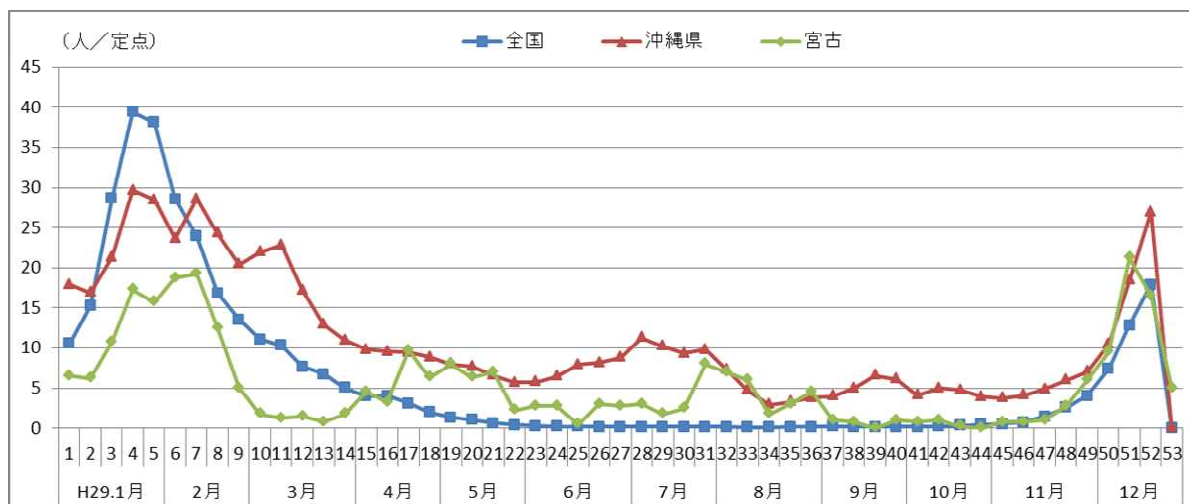
や、臨時休校の確認、感染症対策等の確認及び指導を実施している。

カ インフルエンザ発生状況

平成 29 年の宮古管内のインフルエンザ発生状況は、1 月から 2 月にかけて注意報レベルの流行が続き、3 月に一度終息した。しかし、その後 4 月から 8 月にかけては例年の同じ月よりも高い数値で推移し、7 月には沖縄県全体で注意報が発令されるなど、夏期の流行が見られた。

図 2 インフルエンザ発生状況

平成 29 年



* (人/定点)とは、定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のこと。

表 5 インフルエンザ様疾患による休校等状況 平成 29 年

	休校数	学年閉鎖数	学級閉鎖数
保育所	0	0	0
幼稚園	0	0	2
小学校	0	0	4
中学校	0	0	1
高等学校	0	0	4
その他	0	0	0
計	0	0	11

キ 社会福祉施設等における感染症等集団発生状況

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成 17 年 2 月 22 日厚労省 5 局長通知)」に基づく報告を受けて、調査や感染拡大防止に係る助言・指導等を行っている。

表 6 報告件数

平成 29 年度

	インフルエンザ	ノロ	手足口病	疥癬	合計
高齢者福祉施設	3	0	0	0	3

(3) HIV/AIDS 対策及び性感染症対策

ア HIV 抗体・性感染症の検査及び相談実施状況

毎週火・木曜日に無料・匿名・予約制の検査を実施している。問診・採血の約 1 時間後には結果を通知できる体制を整えている。また、相談については、月～金曜日に実施している。

表 7 HIV 等感染症検査件数及び相談件数 平成 29 年

	検査	電話相談	来所相談
HIV/AIDS	91	6	0
梅毒	88	1	0
クラミジア	55	0	0
その他感染症		0	0

図 3 HIV 抗体検査件数の年次推移

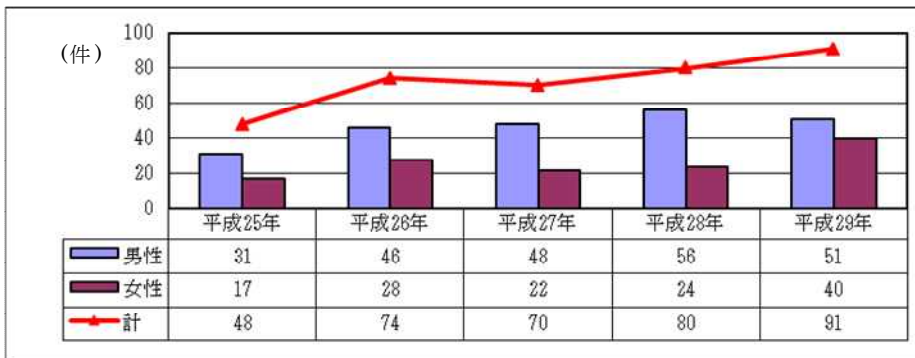
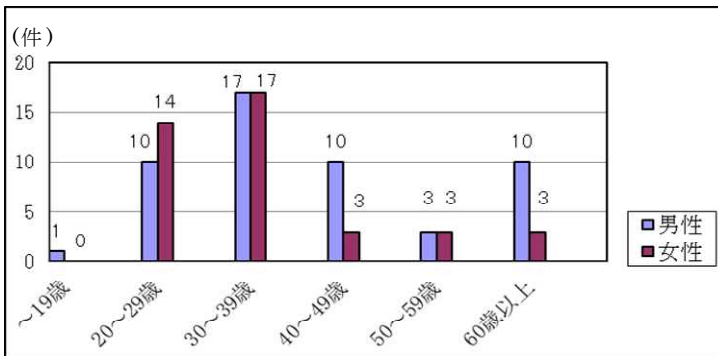


図 4 HIV 抗体検査男女別年齢別件数 平成 29 年



イ HIV/AIDS 検査普及及び予防啓発活動

毎年 6 月 1 日～7 日の「HIV 検査普及週間」及び 12 月 1 日の「世界エイズデー」において、住民に対する普及啓発や検査期間の拡大を実施している。

表 8 HIV 検査普及及び予防啓発活動実施状況

実施項目	実施日	実施内容	対象
ポスター掲示	平成28年 6月 平成28年12月	保健所にてHIV啓発のためのポスター掲示	一般
チラシ配布	平成28年 6月 平成28年12月	HIV啓発のためのチラシ入りポケットティッシュ配布	一般
検査案内	平成28年 6月 平成28年12月	保健所ホームページ、市村広報誌、 地方新聞お知らせコーナーを利用した検査案内	一般

(4) ウイルス性肝炎対策（B型・C型肝炎対策）

ア 沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成 27 年 6 月より肝炎ウイルス陽性者の早期発見及び受診勧奨により早期治療につなげ、重症化の予防を図ることを目的に事業が始まった。平成 29 年 9 月の要領改正では定期検査費用の自己負担額が引き下げられた。

(ア) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

平成 24 年度より未受検者を対象に HBs 抗原、HCV 抗体の無料検査を実施。保健所では、B 型・C 型肝炎ウイルス陽性者に対して、紹介状を発行し医療機関での精査受診勧奨、精査結果の確認を行っている。管内は B 型肝炎ウイルス陽性率が高い地域となっている。

平成 26 年度から、重複受検を防ぐために検査結果を記録カードに記載し、受検者全員に渡している。

(イ) 陽性者フォローアップ事業

保健所の肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業への同意を得た者に対し、医療機関の受診状況の確認や受診勧奨を行っている。また、検査費用の助成（初回精密検査及び年度 2 回の定期検査）を行っている。

イ 肝臓週間における普及啓発活動

保健所での検査の周知とウイルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図るため、肝臓週間に合わせて市・村広報誌への掲載、新聞のお知らせコーナーでの無料検査の案内、横断幕、保健所ホームページでの広報を行った。また、肝臓週間中は無料検査期間を拡大し、週 3 回検査を実施した。

肝臓週間：平成 29 年 7 月 24 日～7 月 30 日

（世界肝炎デー及び日本肝炎デーである 7 月 28 日を含む月曜日～日曜日）

表 9 肝炎検査件数

平成 29 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
HBs抗原	3	6	3	9	5	2	4	4	12	6	5	6	65
HCV抗体	3	5	3	9	4	1	5	4	11	6	5	6	62

表 10 肝炎ウイルス検査数と陽性数の年次推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
検査数	B型	101	160	78	75	65
	C型	26	97	46	61	62
B型肝炎ウイルス陽性数		8	11	2	4	5
C型肝炎ウイルス陽性数		0	0	0	0	0

ウ 沖縄県肝炎治療促進事業

平成 20 年 4 月 1 日から、肝炎治療費助成の申請業務を行っている。申請時には必要に応じて個別面接を行い、治療に至るまでのこれまでの経過や相談を受けている。

B 型慢性肝炎の治療者が多く、服薬継続のための療養環境の確認や、家族の検査勧奨を行なっている。また、過去の集団予防接種による B 型肝炎訴訟、血液製剤による C 型肝炎訴訟に関しては、ポスター・チラシで情報を提供している。

表 11 沖縄県肝炎治療促進事業による申請状況

平成 29 年度

	医療給付申請		事項変更	再交付	転入	返納	還付	医療機関・保険 薬局指定申請
	新規	更新						
B型肝炎	6	53	2	1	1	0	1	1
C型肝炎	9	0	0	0	0	0	0	

表 12 医療給付申請数の年次推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
B型肝炎	新規	16	7	18	6	6
	更新	27	40	42	53	53
	合計	43	47	60	59	59
C型肝炎	新規	2	3	11	5	9
	更新	0	1	0	0	0
	合計	2	4	11	5	9

(5) 予防接種

予防接種法に基づき、市町村が主体となって実施している定期予防接種等について指示・指導を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

住民や市村の問い合わせへの対応、管内市村の予防接種実施状況のとりまとめ及び県への報告等を行っている。また、市が開催する予防接種健康被害調査委員会に所長が委員として出席している。

表 13 予防接種健康被害調査委員会の出席状況

日時	内容	場所
平成 30 年 2 月 15 日	第 1 回宮古島市予防接種健康被害調査委員会 ・平成 28 年度予防接種実施状況報告 等	宮古島市役所 平良庁舎内会議室

(6) 新型インフルエンザ等対策について

平成 21 年に国内で新型インフルエンザの大流行があり、対策の法的根拠の必要性から平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。これに基づき沖縄県は行動計画や要項を策定している。宮古保健所でも「宮古保健所新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」を策定するなど、対策を進めている。平成 28 年には宮古島市消防本部と「沖縄県宮古保健所管内における感染症患者の移送協力に関する協定書」を締結し、「宮古保健所新型インフルエンザ等対応マニュアル」（平成 29 年 3 月一部改訂）を策定した。

これを踏まえ宮古保健所では、発生早期の医療提供を円滑に実施できるようにするため、平成 27 年度から関係機関との合同訓練を実施している。

年度	関係機関	訓練内容
平成 27 年度	県立宮古病院	帰国者・接触者相談センターに電話をしてきた疑い患者を、帰国者・接触者外来に誘導・受診調整する
平成 28 年度	県立宮古病院	帰国者・接触者相談センターに電話をしてきた疑い患者の自力受診が困難であるケースを想定して、保健所が自宅から帰国者・接触者外来まで搬送する
平成 29 年度	県立宮古病院 宮古島市消防本部	発生国からの帰国者である疑い患者が、誤って地域の診療所を受診してしまったケースを想定し、保健所が消防本部の協力を得て、当該診療所から感染症指定医療機関まで移送する

新型インフルエンザ等感染症発生時には、医療の提供及び国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業所の従業員と対策に携わる公務員に対して特定接種が実施される。平成 25 年度からこれらにかかわる事業者の登録が開始され、平成 29 年 2 月末時点で、医療の提供に寄与する宮古管内事業者登録状況は、27 医療機関、11 薬局、2 訪問看護ステーション、1 歯科医院となっている。平成 28 年度は、宮古保健所職員の特定接種を実施する医療機関として県立宮古病院と特定接種に関する覚書が取り交わされた。